

和歌山市道路照明等ＬＥＤ化業務（ＥＳＣＯ事業）
プロポーザル実施要領

令和８年７月

和歌山市

1 事業の趣旨

和歌山市（以下「本市」という。）は、令和6年3月に2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け積極的に温暖化対策を推進している。また、令和3年に水銀ランプの製造及び輸出入が禁止され、さらに令和9年末までに蛍光灯の製造及び輸出入が禁止となることから、照明灯のLED化への対応が急務となっている。

これらの状況を踏まえ、本市が管理する照明灯について、エネルギー効率の高いLED照明に更新することにより、温室効果ガス排出量削減、電気料金の削減、維持管理の省力化を図るため、省エネルギーに関する診断、設計・施工及び事業期間中における維持管理等の包括的なサービスを行う「ESCO（Energy Service Company）事業」により、照明灯を一括してLED化するものである。

この要項は、本事業の実施に向け、民間事業者から設備機器の維持管理及び改修工事等を含め適切かつ効果的な実施手法の提案を求め、事業者を選定するための公募型プロポーザルの内容を定めたものである。

2 事業概要

（1）事業の名称

和歌山市道路照明等LED化業務（ESCO事業）

（2）契約方式

ギランティード・セイビングス契約（自己資金型）

本業務は、ギランティード・セイビングス契約（自己資金型）で行うため、対象設備の改修に係る施工等初期費用は本市が調達するものとする。事業者は、設備を設計・施工し工事完了後に本市に対して対象設備の引き渡しを行った後、維持管理期間中、導入設備の維持管理等に係る業務（以下「ESCOサービス」という。）を行うものとする。

（3）契約期間

契約締結日から令和19年3月31日まで

ESCOサービス期間：設備引渡し完了の翌日から令和19年3月31日

（4）事業対象

本事業のLED化更新対象灯数は、4,746灯とし、維持管理対象灯数は、6,647灯とする。なお、照明灯の内訳は、別紙「和歌山市道路照明等LED化業務（ESCO事業）業務仕様書」のとおりとする。

（5）事業内容

別紙「和歌山市道路照明等LED化業務（ESCO事業）業務仕様書」のとおりとする。

（6）事業費の上限額

ア 総事業費

649,046,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ 初期費用額

549,836,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（ア）道路管理課：336,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（イ）公園緑地課：122,496,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(ウ) まちなみ景観課：84,140,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(エ) 河川港湾課：6,600,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ウ E S C Oサービス料（E S C Oサービス期間の総額）

99,210,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(ア) 道路管理課：66,210,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(イ) 公園緑地課：17,600,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(ウ) まちなみ景観課：12,110,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(エ) 河川港湾課：3,290,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

・ただし、事業費の上限額は、E S C O事業の想定ベースラインに基づくものであり、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。また、契約締結は議会の議決を要することから、この議決がない場合は契約として成立しない。

3 応募条件

(1) 応募要件

ア 本業務を行う能力を有する単独企業あるいは複数の企業の共同（以下、「グループ」という。）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を追う。

ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約時に関する諸手続を行う。

オ グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者、構成員になることはできない。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。

(ア) 事業役割

本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続き及び業務の取りまとめを行い、事業遂行の責を追う。

(イ) 施工役割

施工・施工管理に関する業務を実施する。

(ウ) 維持管理役割

E S C Oサービス期間の維持管理に関する業務を実施する。

(エ) その他の役割

上記（ア）から（ウ）のほか、必要な役割を担う。

イ グループで応募する場合は、企業間の役割に関する合意書など確実な執行体制が確認できる書類を提出すること。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

ア 参加申請書及び資格確認書類により、本事業の内容を十分に遂行できると認められる者であ

ること。

イ 対象設備のエネルギー削減効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、補償措置を講じることができる者であること。

ウ 維持管理、システムサポートを円滑に行うため、迅速な対応ができる者であること。

エ 事業役割を担う者は、国（公団を含む。）又は地方公共団体と本業務と種類及び規模が同等以上（E S C O事業において屋外照明灯のL E D化3,000灯以上）の契約を締結し、誠実に履行した実績（維持管理期間中のものを含む。）を有している者であること。

オ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく電気工事に係る建設業の許可を受けており、令和7・8年度競争入札参加資格登録業者名簿（建設工事）において、「電気工事業」に登録されており、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内であること。ただし、下請契約の総額が5,000万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。

カ 維持管理役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく電気工事に係る建設業の許可を受けており、令和7・8年度競争入札参加資格登録業者名簿（建設工事）において、「電気工事業」に登録されており、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内であること。

（4）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びグループ構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 公表の日から受託候補者特定の日までの間に営業停止処分又は和歌山市建設工事等指名停止基準及び和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

エ 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）、消費税及び地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者

オ 公表の日から受託候補者特定の日までの間に和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置、又は和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者

4 応募に関する留意事項

（1）費用負担

提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、応募者の負担とする。

（2）提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。

イ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ウ 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

エ 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、和歌山市情報公開条例の定めにより、公開する必要がある場合は、和歌山市は申込書類の著作権を無償で使用できることとする。

オ 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(3) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 知的財産権の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、施工材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(5) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提出書類は無効とする。

(7) 構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

5 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認

応募資格の確認により条件を満たした応募者に対し、企画提案書の提出を電子メールで要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

「和歌山市道路照明等LED化業務（ESCO事業）プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）により、最優秀提案者1者（以下「優先交渉権者」という。）及び優秀提案者1者（以下「次点交渉権者」という。）を選定する。応募者が1者であった場合でも、本市の定める評価得点を上回る提案であった場合は優先交渉権者として選定する。なお、同点の者が2者以上あるときは、見積価格の低い順に選定する。選定結果については、各提案者に参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで審査結果を通知する。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書等の内容を基に、本市と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

(5) 契約事業者の選定

本市は、優先交渉権者との協議が整い次第仮契約を締結し、仮契約は議会の議決をもって契約として成立する。なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者の失格事由若しくは不正と認められる行為等が判明した場合は、次点交渉権者と詳細協議を行う。

6 実施スケジュール

(1) 本事業は、次の日程で行う。

	項目	日程
1	公募開始（市ホームページで公表）	令和8年7月13日
2	質疑の受付	令和8年8月5日 12時00分 まで
3	質疑の回答	令和8年8月12日 まで（随時）
4	参加申請書の受付	令和8年7月27日 12時00分 まで
5	参加資格審査及び結果通知	令和8年7月28日
6	企画提案書の受付	令和8年8月17日 12時00分 まで
7	プレゼンテーション、選考	令和8年8月20日
8	選定結果通知、優先交渉権者の決定	令和8年8月21日
10	契約の締結	令和8年10月上旬（予定）
11	現地調査・設備改修	契約締結日 ～ 令和9年3月31日（予定）（※）
12	ESCOサービス期間	設備引渡し完了の翌日 ～ 令和19年3月31日

※ただし、議会の承認を得た場合においては、令和9年9月30日まで期間を延期できるものとする。

(2) 前項のスケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

7 質疑及び回答

(1) 質問方法

本実施要領及び仕様書の内容に関する質問について、質問書（様式第1号）を使用し、「17 事務局」宛に電子メールで送信する。電子メールの件名は、「【質問書送付】和歌山市道路照明等LED化業務（ESCO事業）」と記載すること。

(2) 受付期間

令和8年8月5日（木）12時00分 まで（必着）

(3) 回答方法

和歌山市ホームページにより公表するものとし、回答内容は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) その他

ア 質問は、電子メールのみとし、電話、来訪による口頭、FAX、持参は不可とする。また、指定様式によらない質問書及び質問期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問は、質問書（様式第1号）を使用する。

ウ メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。なお、開庁日の9時から12時及び13時から17時までとする。

エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

8 参加申請書・資格確認書類の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(2) 受付期間

令和8年7月27日（月） 12時00分まで（必着）

受付時間は、開庁日の9時から12時及び13時から17時までとする。

(3) 提出場所

「17 事務局」へ提出する。

(4) 提出書類

次の提出書類にそれぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正本1部、副本1部）提出すること。

ア 参加申請書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第3号）【グループで参加の場合のみ】

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割など）を明確にすること。

ウ グループ構成員間での契約書又は覚書等【グループで参加の場合のみ】

エ 印鑑証明書（写し可）

所管法務局発行の証明書で、受付日前3か月以内に発行されたもの

オ 商業登記簿謄本（写し可）

現に効力を有する謄本で、受付日前3か月以内に発行されたもの

カ 「3 応募条件（4）エ」に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、事業者募集参加資格確認申請書提出日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。市が賦課徴収する市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式第4号の1）」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

キ 会社概要

A4判用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの

(ア) 企業概要（様式第4号の2）

(イ) 企業状況表（様式第4号の3）

- (ウ) 有資格技術職員内訳表（様式第４号の４）
- (エ) 各役割の業務実績表（様式第４号の５）
- (オ) E S C O関連事業実績一覧表（様式第４号の６）
- ク 建設業の許可証明書の写し（施工役割、維持管理役割を担う者）
- ケ 各有資格者免許証の写し
 - キ（ウ）に記載した有資格技術職員のうち、各代表１名分の資格者証（表・裏）の写し
- コ 役員等調書及び照会承諾書（様式第５号の１）
- サ 委任状及び使用印鑑届出書（様式第５号の２）
- ※ 提出書類エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サは、グループで参加の場合は、構成員全てが提出すること。
- ※ 提出書類コ、サは、和歌山市契約規則（平成１５年規則第８３号）の規程による競争入札参加有資格者名簿に登録されているものは省略することができるものとする。

9 参加資格の審査及び結果通知

参加申請書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知する。（令和８年７月２８日予定）

10 企画提案書の提出

- （１）提出方法
 - ８（１）に同じ。
- （２）受付期間
 - 令和８年８月１７日（月） １２時００分まで（必着）
 - 受付時間は、開庁日の９時から１２時及び１３時から１７時までとする。
- （３）提出場所
 - ８（３）に同じ。
- （４）企画提案時の提出書類
 - 「第１３ 企画提案書の作成要領」に従い、作成すること。

11 参加辞退

企画提案要請書を送付された応募者が参加を辞退する場合は、企画提案書受付の締切日である令和８年８月１７日（月）１２時までに提案辞退届（様式第６号）を「第１７ 事務局」へ電子メールにて提出すること。

12 提案条件

- （１）ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）を実施すること。
- （２）事業費が上限額以下であること。
- （３）本市の事業スケジュールに基づき、調査、施工等を遂行すること。
- （４）E S C O契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合、その分を補償すること。

- (5) 電気料金の計算は、関西電力株式会社が公表している令和8年4月の公衆街路灯Aの電灯料金、燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金、需要家料金の単価をもとに算出すること。なお、需要家料金は1灯ごとに計上するものとし、電気料金削減の計算に当たっては、公衆街路灯A契約のW数の変更による差額をもとに算出すること。
- (6) CO₂排出量の計算は、電力使用に伴うCO₂排出係数は、0.000415 t-CO₂/kWhとし、CO₂排出に関する計算を行うこと。
- (7) 事業計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて事業を行うこと。
- (8) ESCOサービス期間中に本市が新設及び開発行為等により管理者以外の者が設置し、本市に移管されるものについても、管理システムデータに反映し、契約終了まで維持管理を行うこと。
- (9) 「6 実施スケジュール」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合、工事が完了するまで電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。

13 企画提案書の作成要領

(1) 形式

- ア サイズ：A4判用紙（縦）
- イ 文字方向：横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
- ウ 印刷方法：片面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント：10.5ポイント以上とする。（図表等に含まれる文字を除く。）
- オ ページ番号：表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
- カ その他：文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。
各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。
使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類

次の提出書類を作成し、それぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを15部（正本1部、副本14部）提出すること。また、企画提案書をPDF形式で記録した電子媒体（CD-Rなど）1部を併せて提出すること。

- ア 企画提案書提出届（様式第7号）
- イ 企画提案総括表（様式第8号の1から様式第8号の3）
- ウ 事業資金計画書（様式第9号の1から様式第9号の2）
- エ 現地調査及び電力契約調査・照合に関する提案書（様式第10号）
- オ 管理システムに関する提案書（様式第11号）
- カ 使用機器提案書（様式第12号）
- キ 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書（様式第13号）
- ク 維持管理等提案書（様式第14号）
- ケ 市内工事業者の活用に関する提案書（様式第15号）
- コ 省エネルギー効果の計測・検証計画書（様式第16号）
- サ 契約終了後の対応（様式第17号）
- シ その他独自の提案（様式第18号）

14 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時：令和8年8月20日（時間未定）

イ 実施場所：和歌山市役所

（詳細な日時、会場、方法等については、各提案者へ別途通知する。）

ウ 提案時間：説明20分以内、選定委員による質疑10分程度

エ 参加人数：1者につき5名以内

オ Microsoft PowerPoint等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、企画提案書に記載した事項以外の内容を記載しないこと。

カ プロジェクター、スクリーンは事務局で用意するが、パソコンについては、原則参加者で用意すること。

- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「和歌山市道路照明等LED化業務（ESCO事業）プロポーザル評価委員会」において審査する。

ア 評価項目・配点：別表1のとおり

イ 得点算出

（ア）各評価委員の各評価項目における評価点を算出する。

（イ）全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

（ウ）上記（イ）による全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

ウ 優先交渉権者の選定

最低基準点（評価点の60%）を満たし、最も高い合計得点の者を優先交渉権者として決定する。

- (3) 選定結果については、令和8年8月21日に各提案者に参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで審査結果を通知する。また、本市ホームページにて公表する。

- (4) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア プレゼンテーションに参加しない場合

イ 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 企画提案書の提出期限を過ぎて書類が提出された場合

オ 提案の事業費が限度額を超えている場合

カ 本実施要領に違反すると認められる場合

15 契約に関する事項

- (1) 前払い制度・部分払い制度

適用する。

- (2) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付すること。

ただし、和歌山市契約規則（平成１５年規則第８３号）第３４条各号に該当するときは、免除する。

（３）契約書の要否

必要である。

- （４）プロポーザルは受託候補者を選定するために実施するものであり、受託候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市の間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する可能性がある。

16 支払の概要

（１）初期費用額

初期費用額のうち、40%以内の前払ができるほか、中間前払又は部分払のいずれかを選択することができる。なお、前払をする場合は、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を本市に寄託しなければならない。

- （２）ESCOサービス料 設備引渡し完了の翌日から令和19年3月まで年額均等年度末払い
（初年度のみ年額を月割り計算のうえ年度末払い）

17 事務局

〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地

和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路管理課（和歌山市役所 東庁舎4階）

電話 : 073-435-1088（直通）

e-mail : dourokanri@city.wakayama.lg.jp